

令和 5 年

第 2 回
教育委員会会議録

行橋市教育委員会
令和5年2月24日(金)

教育委員会会議録

1 招集日時
令和5年2月24日(金) 15時 0分

2 招集場所

5階 第2委員会室

3 出席委員

教育長職務代理者 水谷 知子
委員 村上 信哉
委員 吉兼 法子

4 出席職員等 長尾教育長
辛嶋教育部長
吉本教育総務課長
三田井指導室長
川中学校管理課長
木村防災食育センター長
米谷生涯学習課管理係長
小川文化課長
門司スポーツ振興課長
井上教育政策係長

5 議題及び議事の概要

別紙

6 閉会 17時 0分

教 育 長

指 名 委 員

令和5年2月24日

開議 15時00分

○教育政策係長 井上尚史君

それでは、皆さん、お揃いですので、ただいまから令和5年第2回定例教育委員会を開会いたします。桃坂委員からは、事前に欠席の御連絡をいただいております。

本日は、当日配付の資料と差し替え資料がございます。

追加で1件、議案第14号 行橋市学校給食費条例施行規則の一部を改正する規則の制定がございましたので、差し替え分と左に書かれました次第が1部と、議案第14号の追加資料一式、そして議案第4号の令和5年度研修計画、これは教職員向けの研修計画ですが、その差し替え資料が一式、そしてその他事項でビエンナーレの授賞式と講演会のパンフレットが1部、お手元にあるかと思えます。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

それでは、長尾教育長、お願いいたします。

1. 開会

○教育長 長尾明美君

それでは、定足数に達しておりますので、令和5年第2回定例教育委員会を開会いたします。

2. 前回会議録の承認

○教育長 長尾明美君

それでは、前回会議録の承認を議題といたします。この件について、御意見等がありましたら、お願いいたします。

(「ありません」の声あり)

よろしいでしょうか。ないようですので、御承認いただいたものといたします。なお、今回、会議録署名委員は、会議規則第17条の規定により水谷委員を指名します。

水谷委員、よろしく申し上げます。

(水谷君「お願いします」の声あり)

3. 教育長事務報告

○教育長 長尾明美君

続きまして、教育長事務報告についてです。1月24日から2月23日までの事務について記載しました資料を事前にお配りさせていただいております。内容等について、御質問がありましたら、お願いいたします。

(「ありません」の声あり)

よろしいでしょうか。ないようですので、教育長事務報告を終わらせていただきます。

4. 議事

(1) 議案第2号 人事案件について

○教育長 長尾明美君

では、本日の議事に入らせていただきます。

議案第2号の人事案件について、御説明をお願いいたします。

教育総務課、お願いします。

○教育総務課長 吉本康一君

それでは、御説明いたします。資料の2ページをお願いします。教育総務課に所属しております職員から育児休業の延長申請がございました。当該職員は、令和4年4月30日から令和5年2月28日まで育児休業を取得しており、延長申請されました休業期間は、令和5年3月1日から令和5年4月30日までの2カ月となっております。

今回、育児休業の延長を承認する旨の発令を行うものでございます。以上です。

○教育長 長尾明美君

説明が終わりました。この件について、何か御質問等がありましたら、お願いします。

(「ありません」の声あり)

ないようですので、採決をいたします。

議案第2号について、承認することに御異議ありませんでしょうか。

(「はい」の声あり)

御異議がありませんので、承認することといたします。

(2) 議案第3号 行橋市立小・中学校長の人事にかかる内申について

○教育長 長尾明美君

続きまして、議案第3号 行橋市立小・中学校校長の人事に係る内申について、でございますが、こちらの審議については非公開で進めたいと思います。御異議ありませんでしょうか。

(「はい」の声あり)

では、議案第3号は非公開とさせていただきます。非公開のため、その他事項が終了した後に審議したいと思いますので、よろしくをお願いします。

(3) 議案第4号 令和5年度研修計画について

○教育長 長尾明美君

では続いて、議案第4号 令和5年度研修計画について、御説明をお願いいたします。

指導室、お願いします。

○指導室長 三田井秀信君

それでは別紙ですね、きょう差し替えた分を御覧ください。特に変更点や次年度に重点的に取り組む研修内容について、御報告させてください。

令和5年度は、令和4年度から副校長・教頭研修会の回数を増やしまして、やはり管

理職の入れ替わりが進む中、副校長と教頭の資質向上を目指して研修内容を充実させております。来年度も引き続き、その方向でいきたいと思っております。

また、令和5年度、特に力を入れる研修としましては、1つは不登校対策、もう1つは特別支援教育です。

不登校対策は、年度の早い段階で生徒指導担当者研修会を開催するようにしています。担当者だけではどうしようもありませんので、校長研修会、副校長・教頭研修会におきましても年度の開催での研修をして、30日を超える前までにやるべきことや、不登校をしない取り組みの充実などをする予定です。

特別支援教育につきましては、新任の担当者は、授業を伴う研修を毎年実施していましたが、どうしても年度途中での開催となりますので、年度当初にですね、自立活動であったり、生活単元学習などの実際についてですね、講義、演習、質問等を受けて、研修した後に1年間スタートしていく中で、途中で授業研を組み入れながらやっていくように、1年間の実績につながるように計画を変更しております。

最後にICTの関係につきましては、またICT英語教育推進係と連携して、研修を進めると、特に南小と仲津中で取り組んでおりますICTの重点課題ですね、県の重点課題の内容を全校に広げるということをやっていきたいと思っております。すみません、簡単ですが以上です。

○教育長 長尾明美君

説明が終わりました。何か御質問、御意見等がありましたら、お願いいたします。
吉兼委員、お願いします。

○委員 吉兼法子君

変更点、よく分かりました。そこで副校長・教頭の研修会の回数を増やしたということですが、1回を2回にしたということですか。

○指導室長 三田井秀信君

はい、そうです。

○委員 吉兼法子君

なかなか厳しい中で、時間的に日程の調整が難しい中で、大変だと思います。内容的には、どういうことを増やしましたでしょうか。

○教育長 長尾明美君

指導室長。

○指導室長 三田井秀信君

内容的には、管理職、教頭としてのやっぱり校長の補佐という仕事と、後は職員室での教頭として職員の指導、人材育成、マネジメント力、そういうところを中心にやろうと思っております。

○委員 吉兼法子君

よろしく願いいたします。

○教育長 長尾明美君

他に、よろしいでしょうか。

水谷委員、お願いします。

○委員 水谷知子君

今回、これまでも継続されてきた研修会だと思うんですが、令和5年度に新たに加わった研修会というのはございますか。

○教育長 長尾明美君

指導室長。

○指導室長 三田井秀信君

新たに加えたのは、特別支援教育の新任の担当者の研修会の年度当初に、やはりきちんと特別支援教育を理解することが必要です、通常学級を持っている先生が新しく特別支援学級を持たれたときにするので、なかなか自立活動とか生活単元学習等は、通常学級の先生がどうしていいかわからないという状況ですので、年度当初にきちっと、こういうやり方できちっとするんですよということを説明した後にスタートする。

今までは、途中の授業研だけでしたので、ここできちっと4月に特別支援学級の担任としては、こういうことをするんですよということを明確にしていきたいなと思っています。そこが変更点です。

○委員 水谷知子君

分かりました。よろしくお願いします。

○教育長 長尾明美君

他によろしいでしょうか。

村上委員、お願いします。

○委員 村上信哉君

この不登校、いわゆる学校に来れない子どもさんの、これはあくまでも不登校にならないように、どうしたらいいかという研修だと思うんですが、一方で今度は不登校になって来れなくなった子どもたちについて、例えばICTとかを利用して、なるべく教育を受けさせるようなかたちのものというのは、何か考えておられますか。

○教育長 長尾明美君

指導室長。

○指導室長 三田井秀信君

それも、きちんと考えています。コロナの中で、ICTを使ってオンラインとかをやっていたんですが、これからはアフターコロナになってまいりますけども、やはり学校

に來れない子どもたちについては、その子どもさんの状況にもよりますが、可能であればオンライン等をつなぎながら学校とつなぐということですね。それも後での教育支援センターのところでも、ちょっと話が被るんですけども、やはり学校に來れない子どもたちに対する支援をしっかりとやっていきたいと思ひます。

○委員 村上信哉君

そうですね、学びたいのに何らかの他の理由で行けない子には、特にフォローが必要だと思ひます。よろしくお願ひします。

○教育長 長尾明美君

ありがとうございます。

他には、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

それでは、これより採決に入ります。

議案第4号について、承認することに御異議ありませんか。

(「はい」の声あり)

御異議がありませんので、承認することといたします。

(4) 議案第5号 行橋市教育支援センター設置要綱の制定について

○教育長 長尾明美君

続いて、議案第5号 行橋市教育支援センター設置要綱の制定について、説明をお願いします。

指導室、お願いします。

○指導室長 三田井秀信君

資料が12ページからとなります、御覧ください。提案理由としましては、これまで教育委員会内の内部規約によって適応指導教室として運営しておりましたが、御存知のとおり教育機会均等法の施行を受けまして、文部科学省のほうから不登校支援の児童生徒の在り方についての通知が示されました。そのことを受けて、児童の支援の在り方が大きく変わっております。

詳しくは13ページの設置要綱案の第1条目的及び設置のところですね、特に2行目からの不登校等児童生徒の主体的な社会的自立に向けた力を育成することを目的としております、ということで、この通知の内容は、学校への復帰を目ざすことだけが目的ではなく、と、この文章が非常に大きく変更になったところです。

その次の社会的自立ができるようにしていくことが大切で、教育支援センターとしてさらに教育支援、教育相談、学習指導等に力を入れていくようにしてまいります。

説明は以上です。

○教育長 長尾明美君

説明が終わりました。御質問、御意見等がありましたら、お願いします。

村上委員、お願いします。

○委員 村上信哉君

これは何人くらい配置されるんですか。支援センターが設置されたら、設置された場所に職員さんは、何人くらいいらっしゃるんですか。

○教育長 長尾明美君

指導室長。

○指導室長 三田井秀信君

現在、3名の職員がおります。

○教育長 長尾明美君

他にございませんでしょうか。

吉兼委員、お願いします。

○委員 吉兼法子君

基本的なことですけど、具体的には、何がどう変わるんですか。適応指導教室から教育支援センターになって。

○教育長 長尾明美君

指導室長。

○指導室長 三田井秀信君

大きく変わるということは特にはないんですけども、県に話を聞いたら、適応指導教室でも支援センターでもどちらでも呼び名はいいと。でもやはり適応指導という言葉がやはり今の時代に合わないということと、後は学校に行くことだけが最終目的ではなく、となっているんですけども、考えるのに、やっぱり学校の復帰を目指すことも外してはいけないというふうに考えます。国としては学校に行くことだけが目的ではなくて、その子の社会的な自立を目指しなさい、と書いているんですけども、その社会的自立を目指していくなか、やはり学校の中で集団生活をさせていくことが必要であると考えております。今の方針プラス、そういう社会的自立ということ考えたうえでの方針をきちっともう1回やっていくということです。

○委員 吉兼法子君

分かりました。

○教育長 長尾明美君

それでは、採決いたします。

議案第5号について、承認することに御異議ありませんでしょうか。

(「はい」の声あり)

御異議がありませんので、承認することといたします。

(5) 議案第6号 行橋市立学校の児童及び生徒の災害共済給付に係る共済掛金の徴収に関する規則の一部を改正する規則の制定について

○教育長 長尾明美君

続いて、議案第6号 行橋市立学校の児童及び生徒の災害共済給付に係る共済掛金の徴収に関する規則の一部を改正する規則の制定について、御説明をお願いします。

学校管理課、お願いします。

○学校管理課長 川中昌哉君

学校管理課から説明をいたします。議案第6号の行橋市立学校の児童及び生徒の災害共済給付に係る共済掛け金の徴収に関する規則の一部を改正する規則の制定について、でございます。

配付資料の16ページをお願いします。提案理由及び提案内容ですが、現在、児童生徒が学校生活を送る上でけがや事故などの災害に対応するために災害共済の保険につきまして、行橋市教育委員会では、児童生徒全員に対して加入をしております。

この災害共済は、小中学校の設置者であります行橋市教育委員会と児童生徒の保護者が折半、半分半分で払うもので、本規則は、その保護者負担について定めているものでございます。

この災害共済の保険料ですが、年間、児童生徒1人あたり920円、生活保護を受けている世帯の児童生徒は、年間40円の保険料を支払っております。先ほど災害共済は、行橋市教育委員会と保護者の折半と申しましたが、生活保護を受給している要保護世帯や要保護世帯に準じるような困窮している世帯、こちらを準要保護世帯と申しますが、そちらの世帯につきましては、この保護者負担分の保険料の半分の支払いを免除されております。

この災害共済保険を運用している独立行政法人日本スポーツ振興センターは、その保険料全体の4分の1に当たる金額を補助してくれております。先ほどの準要保護世帯だと、児童生徒1人あたり年間保険料920円の内、半分が保護者負担460円、その半分、2分1である230円。要保護世帯は、年間保険料40円と申しましたが、その半分が保護者負担20円、その2分の1の10円がスポーツ振興センターのほうで補助してくれる金額となっております。その補助を受けるために本市の規則を改正するように、日本スポーツ振興センターのほうから要請がございまして、これまでも同様の制度で補助を受けてきたんですが、令和5年度からは、この改正をしないと補助を受けられなくなるということで、その要件を満たさなくなるため、センターのほうから補助を受けるために、本改正を行うものでございます。

こちらにつきましては、令和5年4月1日、令和5年度からの施行となります。

説明について以上です。

○教育長 長尾明美君

説明が終わりました。この件について何か御質問、御意見等がありましたら、お願いします。

(「ありません」の声あり)

ないようですので、これより採決いたします。

議案第6号について、承認することに御異議ありませんでしょうか。

(「はい」の声あり)

御異議がありませんので、承認することといたします。

(6) 議案第7号 行橋市指定学校変更取扱規則の一部を改正する規則の制定について

○教育長 長尾明美君

続いて、議案第7号 行橋市指定学校変更取扱規則の一部を改正する規則の制定について、御説明をお願いいたします。

学校管理課長、お願いします。

○学校管理課長 川中昌哉君

資料2 1ページをお願いします。こちらにつきましても提案理由及び提案内容でございますが、行橋市では児童生徒の住所地によりまして就学すべき小中学校が指定されております。本規則で定められている基準を満たすと、保護者からの申し立てによりまして、本来就学すべき学校を希望する学校へと変更することができます。また、行橋市に住所を有しない児童生徒においても同様に基準を満たすことで、保護者からの申し立てにより市外から行橋市の小中学校に就学することができます。これは、区域外就学と申します。

これまでの本規則におきましては、指定学校の変更や、その区域外就学につきまして、変更や許可をする基準については明記をしておりましたが、許可した後に児童生徒やその保護者等が当該学校の運営に支障をきたすような場合、そのような事案について、その許可を解除することができる項目が欠如しておりました。そのために何度注意してもルールを守らないというような場合の発生も考えまして、今回、その許可を解除できるように付け加えるものでございます。

本規則は、これまで指定学校の変更や区域外就学についての申し立て事由に、虚偽等があった場合に指定学校の変更や区域外就学許可を取り消す、と規定が設けられておりましたが、この取り消しにつきましては、許可をした日まで遡及して効力が発生するものでありますので、本来適切な処分ではございませんでした。本来であれば処分以降に効力が発生するように許可の解除というものが相応しいものですので、併せて修正を行うものでございます。

こちらにつきましては、令和5年4月1日、令和5年度からの施行としております。

説明につきましては、以上です。

○教育長 長尾明美君

説明が終わりました。この件について、何か御質問、御意見等がありましたら、お願いいたします。

村上委員、お願いします。

○委員 村上信哉君

1つよろしいでしょうか。具体的なことが何かあったんですか。

○教育長 長尾明美君

学校管理課長。

○学校管理課長 川中昌哉君

本来、許可の解除について項目を設けないといけないと思いますが、それが現状ないため、今回設けるものです。

○委員 村上信哉君

例えば本来の学校じゃない所に行った後にトラブルというか、何か問題を起こしたとか、保護者や生徒とか、そういった場合に取り消せるようにしたいということでしょうか。

○教育長 長尾明美君

学校管理課長。

○学校管理課長 川中昌哉君

おっしゃる通りで、今まで説明の中でも変更する基準は設けて、きちんとその理由に沿って変更を認めたりするのですが、その後、本来そこで児童生徒が転校してそこで学校生活を頑張るといのが本来の趣旨なんです、そこで一部ルールを守れないような児童生徒、保護者を含めて学校運営に支障をきたす、他の児童生徒に影響があるというような場合に、解除する項目、本来ないといけないものが、うちの規則になかったので、今回、付け加えると。そういった事象が発生して、すぐに元の学校に戻ってくださいというのではなく、きちんと段階を踏んだ上で、何度注意しても守られない時は、教育委員会の内部でも協議いたしまして、解除を出すという、段階を踏んで出すように考えております。

○委員 村上信哉君

もう1ついいですか。戻った所で、また問題は起こさないんですか。

○教育長 長尾明美君

学校管理課長。

○学校管理課長 川中昌哉君

その場合もちょっと考えられるんですが、やはり行橋市は指定学校ということで、住所地における学校が決まっておりますので、その住所地の本来の学校に通って、そこで

はもう指定学校を変更して戻っても、うちが守れなかったことについては再度指導と言いますか注意をしてそこできちんと通ってもらうという指導は続けていかなければならないと考えています。

○委員 村上信哉君

ありがとうございます。大変ですね。

○教育長 長尾明美君

他にありませんでしょうか。

(「ありません」の声あり)

では、ないようですので、採決いたします。

議案第7号について、承認することに御異議ありませんか。

(「はい」の声あり)

御異議がありませんので、承認することといたします。

(7) 議案第8号 行橋市立小学校小規模特認校の取扱いに関する要綱の一部を改正する告示の制定について

○教育長 長尾明美君

続いて、議案第8号 行橋市立小学校小規模特認校の取扱いに関する要綱の一部を改正する告示の制定について、説明をお願いします。

学校管理課長。

○学校管理課長 川中昌哉君

学校管理課から説明いたします。資料の32ページになります。

提案理由及び提案内容について、でございますが、行橋市では自然環境の活用や地域住民との交流など、特色ある学校経営を行い、一定の条件のもとで他の通学区域からの通学を許可する制度として、菺島小学校を小規模特認校として定めております。

本要綱につきましても、先ほどの指定学校変更等の取り扱い同様に、小規模特認校として菺島小学校に入学を許可する一定の条件は設けておりますが、入学許可後にその条件を守らないなど、学校運営上支障をきたす場合に対応する規定が、これまで本要綱についてもございませんでしたので、こちらも併せて整備を行うものでございます。

小規模特認校の入学許可の条件が守られない場合や菺島小学校における管理運営上支障をきたす場合は、その許可を解除するようにするものでございます。

こちらも令和5年4月1日、令和5年度からの施行となります。説明は以上です。

○教育長 長尾明美君

説明が終わりました。この件について、御質問、御意見等がありましたら、お願いします。

(「ありません」の声あり)

ないようですので、これより採決いたします。

議案第8号について、承認することに御異議ありませんか。

(「はい」の声あり)

御異議がありませんので、承認することといたします。

(8) 議案第9号 行橋市放課後児童クラブ条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

○教育長 長尾明美君

続いて、議案第9号 行橋市放課後児童クラブ条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、御説明をお願いします。

学校管理課長、お願いします。

○学校管理課長 川中昌哉君

学校管理課です。資料43ページとなりますのでお願いします。

提案理由及び提案内容でございますが、本規則につきましては、行橋市の放課後児童クラブの設置及び運営に関する基準を定めた条例の施行について、必要な事項を定めた規則でございます。

保護者に対しての児童クラブ入所決定、却下通知や児童クラブ入所料等減免決定通知等の様式についても本規則で定めておりますが、現在、本規則で定められた様式と別に担当が作成した様式によりまして通知等を行っておりました。本来は規則がございますので、そちらの規則に定めたもので通知等は行わなければいけません、それができておりませんでした。

今年度実施されました内部監査によりまして、その様式が違うという指導もございまして、現在、実際に使用している様式を本規則に定めて通知等を行うために改正を行うものでございます。

令和5年4月1日、令和5年度からの施行となります。説明は以上です。

○教育長 長尾明美君

説明が終わりました。何か御質問、御意見等がありましたら、お願いします。

(「ありません」の声あり)

ないようですので、これより採決いたします。

議案第9号について、承認することに御異議ありませんか。

(「はい」の声あり)

御異議がありませんので、承認することといたします。

(9) 議案第10号 行橋市放課後児童クラブ防犯カメラの設置及び運用に関する要綱の制定について

○教育長 長尾明美君

続いて、議案第10号 行橋市放課後児童クラブ防犯カメラの設置及び運用に関する要綱の制定について、御説明をお願いいたします。

学校管理課長、お願いします。

○学校管理課長 川中昌哉君

学校管理課です。資料58ページをお願いします。

提案理由及び提案内容でございますが、今年度、公設の児童クラブ11箇所におきまして、いたずらや犯罪予防、その抑止力のために防犯カメラを国県の補助を活用して設置いたしました。公設児童クラブにおきましては、今回初めて防犯カメラを設置するもので、それにあわせてその設置と運用に関する要綱の制定を行うものでございます。

本要綱におきましては、その目的や個人のプライバシーの保護等につきまして、適正に取り扱うよう規定をしております。また記録された映像等の管理責任者は、公設の児童クラブということで学校管理課長を管理者として定めております。

記録されました映像によりましては、個人のプライバシーに関する情報もございますので、それを認識し、管理者の指示がなければ映像の閲覧や複製ができないように規定をしております。防犯カメラが設置されたことを利用者、保護者等へ周知する期間も含めまして、施行につきまして、令和5年4月1日からとしております。

説明につきましては、以上です。

○教育長 長尾明美君

説明が終わりました。この件について、御質問、御意見等がありましたら、お願いします。

村上委員。

○委員 村上信哉君

1つだけすみません、1つの施設に何個くらい付けているんですか。

○教育長 長尾明美君

学校管理課長。

○学校管理課長 川中昌哉君

62ページ、63ページにございますが、現在各1台ずつ付けさせていただいております。

○委員 村上信哉君

すみません、書いてありました。

○教育長 長尾明美君

他にはよろしいでしょうか。

(「ありません」の声あり)

ないようですので、これより採決いたします。

議案第10号について、承認することに御異議ありませんか。

(「はい」の声あり)

御異議がありませんので、承認することといたします。

(10) 議案第11号 行橋市立小・中学校防犯カメラの設置及び運用に関する要綱の一部を改正する告示の制定について

○教育長 長尾明美君

続いて、議案第11号 行橋市立小・中学校防犯カメラの設置及び運用に関する要綱の一部を改正する告示の制定について、説明をお願いします。

学校管理課長。

○学校管理課長 川中昌哉君

学校管理課です。資料66ページになります。

行橋市立小中学校におきましては、新たに建て替えられました行橋小学校や仲津中学校などに先行しまして防犯カメラを設置しておりますが、そのため防犯カメラの設置及び運用に関する要綱は、小中学校においては、既に整備がされております。

今回の改正は、今年度新たに防衛省の国庫補助を活用いたしまして、市内の小中学校で防犯カメラの未設置校を主に防犯カメラの設置を行ったため、本要綱内の各小中学校における防犯カメラの設置台数等を最新の台数へと改正するものでございます。

小中学校におきましても、各学校での防犯カメラ設置は、もう既に完了しておりますが、設置に対する周知の期間等も考慮いたしまして、令和5年4月1日からの本要綱改正の施行としております。説明につきましては以上です。

○教育長 長尾明美君

説明が終わりました。この件について御質問、御意見等がありましたら、お願いします。

村上委員、お願いします。

○委員 村上信哉君

カメラは日進月歩どんどん画像が良くなっていて、夜でも凄くよく写るな、とか、顔まではっきり写るとか、いろいろあるみたいで、この更新というのは何年くらいに一遍とかは決まっているんですか。

○教育長 長尾明美君

学校管理課長。

○学校管理課長 川中昌哉君

要綱においては、特に更新年月等は決めてはいないんですが、カメラの今おっしゃられた性能等も考慮いたしまして、年数のほうは5年とかそれくらいで一旦更新をとすることは、考えておるところでございます。

○委員 村上信哉君

妥当だと思います。大体5年らしいです。5年くらいで変更していくのがいいということと、これは会社とかが入っているわけではなくて、設置したら設置しっぱなしですか。

○教育長 長尾明美君

学校管理課長。

○学校管理課長 川中昌哉君

設置をしてもらって、今度は学校長が管理者となりますので、学校のほうできちんと管理をしていただくということになっています。

○教育長 長尾明美君

その他は、よろしいでしょうか。

(「ありません」の声あり)

ないようですので、採決いたします。

議案第11号について、承認することに御異議ありませんか。

(「はい」の声あり)

御異議がありませんので、承認することといたします。

(11) 議案第12号 行橋市子ども読書活動推進計画策定委員会設置条例案に対する意見の申出について

(12) 議案第13号 行橋市図書館等複合施設整備事業に係る事業変更契約案に対する意見の申出について

○教育長 長尾明美君

続いて、議案第12号 行橋市子ども読書活動推進計画策定委員会設置条例案に対する意見の申出と、議案第13号 行橋市図書館等複合施設整備事業に係る事業変更契約案に対する意見の申出につきましては、議会の上程事案に関わる内容となりますので、非公開で審議したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

非公開のため、その他事項が終了した後に審議したいと思います。よろしく願いいたします。

(13) 議案第14号 行橋市学校給食費条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

○教育長 長尾明美君

では、議案第14号 行橋市学校給食費条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、御説明をお願いします。

防災食育センター、お願いします。

○防災食育センター長 木村君彦君

別途差し替えの資料をお願いします。1枚開いていただいて、規則案になります。給食費の条例、施行規則の一部改正について、説明をいたします。

令和5年度4月から給食費の引き上げに伴い、児童生徒の給食費は引き上げ額を公費負担により現行の給食費とする予定ですが、小中学校教職員、及びセンター職員については、引き上げ分を含めた給食費を徴収することから、もう1枚開いていただきましたら、横の新旧対照表がございますけれど、赤字で記させていただきます。第4条1項に各号を加えるものでございます。また第10条の規則を分かりやすくするため修正をするもので、内容に変更はございません。

令和5年4月1日から施行となります。説明は以上でございます。

○教育長 長尾明美君

説明が終わりました。この件について、何か御意見等がありましたら、お願いします。

(「ありません」の声あり)

ないようですので、これより採決いたします。

議案第14号について、承認することに御異議ありませんか。

(「はい」の声あり)

御異議がありませんので、承認することといたします。

5. 報告事項

(1) 報告第2号 人事案件について

○教育長 長尾明美君

それでは、報告事項に入ります。

報告第2号の人事案件についてですが、1点目の会計年度任用職員の休職に関しては、非公開で説明を受けたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

非公開のため、その他事項が終了した後に審議したいと思います。

それでは、以降の御説明をお願いいたします。

教育総務課、お願いします。

○教育総務課長 吉本康一君

まず、教育総務課から御説明いたします。資料の82ページをお願いいたします。

日本語指導員につきましては、9月議会におきまして補正予算を可決いただき、10月27日から非常勤の職員を1名、追加で雇用したところでございます。ところがその後、転入者が2名、小学校6年生と中学校2年生がございまして、さらにその子どもたちが、日本語がほとんど分からないという状況もございまして、学校のほうからも日本語指導と学校生活面の支援を望む声が強かったために財政当局と協議を行いまして、予

算の執行残を活用させていただき、緊急的に令和5年2月1日から、もう1名を追加で雇用したところでございます。

教育総務課からは、以上でございます。

引き続き、防災食育センターから御説明をお願いします。

○教育長 長尾明美君

防災食育センター、お願いします。

○防災食育センター長 木村君彦君

83ページ、防災食育センターの人事案件でございます。1月10日から会計年度任用職員の学校給食補助員、代替として1名を新規採用いたしました。また、2月10日に学校給食調理員1名が退職しましたので、報告をいたします。

報告は以上でございます。

○教育長 長尾明美君

説明が終わりました。この件について、何か御質問等がありましたら、お願いします。

(「ありません」の声あり)

(2) 報告第3号 行橋市学校運営協議会委員の任命について

○教育長 長尾明美君

続いて、報告第3号の行橋市学校運営協議会委員の任命について、説明をお願いします。

教育総務課、お願いします。

○教育総務課長 吉本康一君

教育総務課から御説明いたします。資料は84、85ページをお願いいたします。

本年度4月1日付で任命を行いました行橋小学校学校運営協議会委員のうち、1名が昨年11月30日付で、もう1名が昨年12月31日付で民生児童委員を任期満了によりまして退任となったことに伴い、運営協議会の委員も辞任をしたために、後任の民生児童委員をそれぞれ令和4年12月1日付、令和5年1月1日付で任命をしたところでございます。以上です。

○教育長 長尾明美君

説明が終わりました。この件について、何か御質問、御意見等がありましたら、お願いします。

(「ありません」の声あり)

6. その他

(1) 令和4年度第7次補正予算について

(2) 令和5年度当初予算について

○教育長 長尾明美君

それでは、その他事項に入らせていただきます。

1点目、令和4年度第7次補正予算について、並びに2点目、令和5年度当初予算については、先ほどと同様に議会の上程事案に関わる内容となりますので、非公開で進めたいと思いますが、御異議ありませんでしょうか。

(「はい」の声あり)

では、その他の1、2は非公開とさせていただきます。非公開のため、その他事項が終了した後に説明を受けたいと思います。よろしくお願ひします。

(3) 第4回ゆくはし国際公募彫刻展～ゆくはしビエンナーレ2023～授賞式等について

○教育長 長尾明美君

続いて、その他事項3点目、第4回行橋市国際公募彫刻展ゆくはしビエンナーレ2023授賞式等について、説明をお願いいたします。

文化課、お願ひします。

○文化課長 小川秀樹君

第4回行橋国際公募彫刻展ゆくはしビエンナーレ2023の大賞授賞式等について、御説明を申し上げます。

お手元にチラシもお配りしております。そしてまた先日御案内申し上げたところでございますが、3月4日にビエンナーレ大賞授賞式と受賞者のヴォロディーミル・コチュマル氏による講演会がコスメイト行橋において午後2時から行われます。またこの授賞式終了後に、午後4時からJR行橋駅の東口広場において、受賞作品であるフリーダ・カーロ像の除幕式が行われます。お時間の許される委員の皆様には、除幕式も含めて御臨席いただければ嬉しく思います。

大賞受賞式と講演会のチラシにつきましては、市内の中学生全員と小学校につきましては、5年生と6年生に学校として配布いたしております。また除幕式には、行橋中学校から1名、それから行橋小学校から2名の児童生徒さんが引綱役として参加する予定でございます。

子どもたちにも、この機会に彫刻やそれを作った作者の方に関心を持っていただければと考えているところでございます。

文化課からのお知らせは以上です。

○教育長 長尾明美君

説明が終わりました。何か御質問、御意見等がありましたら、お願ひします。

(「ありません」の声あり)

その他ですが、他にございませんか。

(「ありません」の声あり)

次に、次回開催日について、御説明をお願いします。

○教育政策係長 井上尚史君

次回の3月定例教育委員会なのですが、こちらは、いま時点日程調整が済んでおりませんので、中旬から下旬にかけて開催したいと思いますので、決まりましたら再度場所と時間を御連絡したいと思います。

○教育長 長尾明美君

では、次回の定例教育委員会の会議日程は、別途御連絡させていただきます。よろしくお願いいたします。

では、ここから非公開での審議といたします。

(15時42分)

閉会 17時00分